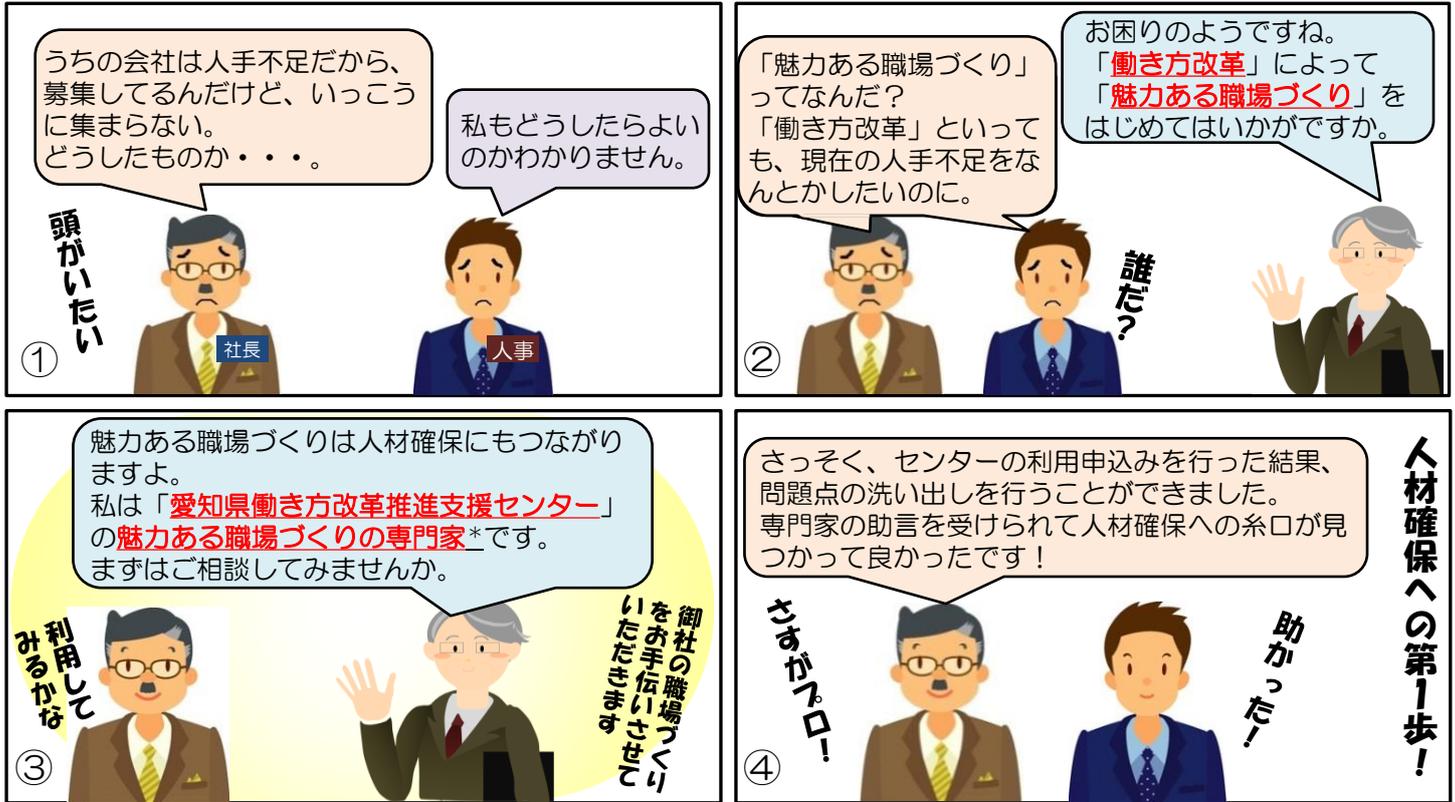


## 働き方改革推進支援センター利用のすすめ

～人材確保への第1歩～



※賃金制度・労務管理等に関する専門的知識及び企業経営に関する専門的知識を有する専門家（例えば、社会保険労務士、中小企業診断士等のことです）

### 愛知県働き方改革推進支援センターのご紹介

愛知県働き方改革推進支援センターでは働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けています！

#### <事業内容>

1. 電話相談等による個別相談  
専門家による電話・メール、窓口相談等により、御社のお悩みをお聞きし、技術的支援を行います！
2. 企業訪問による相談支援（個別訪問）  
専門家による企業への個別訪問をさせていただき、労務関係・企業経営に関する個別相談を実施します！

個別訪問については、裏面の  
申込書で申込みが可能です

#### <相談事例>

- 人手不足を解消したいけど、何をすればいいかわからない
- 助成金を利用したいけど、うちが活用できる制度を教えてください
- パートやアルバイトの方の待遇をよくしたい
- 初めて人を採用したけど、気をつけなければならない点は？
- 労働時間管理に「デジタコ」や「IC端末」等のデジタル機器を導入したいけど、活用できる助成金はあるの？



**御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！**

そのほかの働き方改革応援レシピ紹介、働き方改革の活用方法等については、

「愛知県働き方改革推進支援センター（平成30年度実施機関：愛知県社会保険労務士会）」で相談を受け付けています。

■ 本 部：名古屋市熱田区三本松町3-1

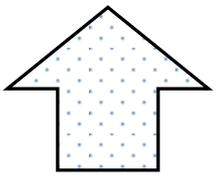
☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所：豊橋市花田町字石塚42-1（豊橋商工会議所内）

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com



愛知県働き方改革推進支援センター 宛

FAX：052-889-2803

※ ご連絡先等をご記入の上、FAXまたはメールでお送りください！  
(事業実施機関：愛知県社会保険労務士会のFAXで受信します。)

「魅力ある職場づくり」、「AICHI WISH事業」などに関する

専門家※による企業への個別訪問を

最大3回まで無料で訪問いたします！

無料で実施します

※賃金制度・労務管理等に関する専門的知識及び企業経営に関する専門的知識を有する専門家  
(例えば、社会保険労務士、中小企業診断士等のことです)

個別訪問スケジュール (イメージ)

1. 事前調整

→訪問に先立ち、当センター職員より、御社に電話連絡の上、日程調整等をさせていただきます。

2. 初回訪問

→事業主の希望に沿いつつ、事業主が抱える労務管理・経営管理等の実情をヒアリングします。

3. 2回目訪問 (初回訪問から1ヶ月以内を目途)

→初回訪問の状況を踏まえた「提案書」を交付し、労務管理等の改善に向けた助言をさせていただきます。

4. 3回目訪問 (フォローアップ) ※必要に応じて実施します。

→2回目訪問時の提案内容の進捗状況や課題等について再度、確認いたします。  
その際は、取組状況を踏まえた更なる助言等を行う場合もございます。

《個別訪問 利用申込書》

事業場名					
所在地					
担当者	部署：		氏名：		
連絡先	電話：		FAX：		
希望日	第1希望	平成 年 月 日 ( ) 午前 / 午後	第2希望	平成 年 月 日 ( ) 午前 / 午後	<input type="checkbox"/> 電話にて 日程調整を希望 ※担当からご連絡いたします。
希望事項 (番号に○をしてください)	①働き方改革が全く分からない ②問題点の棚卸しがしたい ③その他(ご自由にお書きください)				

申込 1

※本制度をご利用いただけるのは愛知県内に本社または事業所が存在する企業のみとさせていただきます。  
※お申し込み後、当センター職員からお電話を差し上げます。  
※ご記入いただいた内容は、センター業務に必要な範囲で限定して使用させていただきます。  
※お問い合わせ等ございましたら、表面の連絡先までご連絡ください。